

指名停止措置一覧（措置日順）

令和7年5月23日

措 置 日	措 置 期 間			商 号	所 在 地	措置要件	備 考
令和7年4月16日	令和7年4月16日	～	令和7年7月15日	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店	大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上 村ニッセイビル	独占禁止法違反 行為	機械式駐車場設置工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年3月24日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2の規定に基づく課徴金の納付命令を受けたが、課徴金減免制度の適用を受けたことが確認されたため。
令和7年5月23日	令和7年5月23日	～	令和7年8月22日	九龍建創有限会社	寝屋川市堀溝3丁目6番18号	建設業法等違反	令和7年5月10日付けで、大阪府知事が建設業法第29条第1項第2号に基づき、許可の取消し処分を行ったため。

指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止期間中、以下の制限を受けることとなります。

- ① 一般競争入札を実施する場合、指名停業者の当該入札への参加資格は認められません。
- ② 一般競争入札で、当該入札への参加資格が認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者は入札に参加することはできません。
- ③ 指名競争入札を実施する場合、指名停止業者は指名を受けることはできません。
- ④ 指名競争入札で、指名後に指名停止業者となったときは、その指名は取り消されることとなります。
- ⑤ 指名停止業者は原則、随意契約の相手方となることはできません。
- ⑥ 指名停止業者への下請負、又は再委託をすることは禁止されています。